

○厚生労働省告示第二百三十三号
食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第二号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。
平成二十二年六月四日
厚生労働大臣 長妻 昭

登録養成施設の種類及び所在地	登録年月日
山形大学農学部食料生命環境学科学科・応用生命科学コース「食品衛生管理者等任用資格コース」	平成二十二年三月五日
山形県鶴岡市若葉町一番二二三号	
山形大学農学部食料生命環境学科学科植物機能開発学コース「食品衛生管理者等任用資格コース」	
山形県鶴岡市若葉町一番二二三号	
盛岡大学栄養科学部栄養科学科	平成二十二年三月十九日
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字砂込八百八番地	
北里大学海洋生命科学部海洋生命科学科（食品衛生管理者等養成課程）	
岩手県大船渡市三陸町越喜来字鳥頭百六十番四号	
近畿大学生物理工学部食品安全工科学科食品衛生課程	平成二十二年三月二十五日
和歌山県紀の川市西三谷九百二十	
中部大学応用生物科学部食品栄養科学科管理栄養科学専攻食品衛生コース	平成二十二年三月二十九日
愛知県春日井市松本町千二百	

○厚生労働省告示第二百三十四号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人畜産生物科学安全研究所が製品検査を行う事業所として設置した財団法人畜産生物科学安全研究所について、平成二十二年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
平成二十二年六月四日
厚生労働大臣 長妻 昭

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地
神奈川県相模原市緑区橋本台三丁目七番十一号	神奈川県相模原市橋本台三丁目七番十一号

○厚生労働省告示第二百三十五号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。
平成二十二年六月四日
厚生労働大臣 長妻 昭

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人群馬県健康づくり財団	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち理化学的検査の業務	平成二十二年三月三十一日

○厚生労働省告示第二百三十六号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人全日本検査協会について、平成二十二年二月一日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
平成二十二年六月四日
厚生労働大臣 長妻 昭

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
一般社団法人全日検	社団法人全日本検査協会

○厚生労働省告示第二百三十七号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。
平成二十二年六月四日
厚生労働大臣 長妻 昭

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人東京都予防医学協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査の業務	平成二十二年四月一日

○農林水産省告示第八百六十三号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十一条第一項の規定に基づき、平成十七年八月三十一日農林水産省告示第千三百四十九号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものを定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十二年六月四日
農林水産大臣 赤松 広隆

あま	カナダ

この告示は、公布の日から施行する。
附則

○農林水産省告示第八百六十四号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七の規定に基づき、平成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号（オーストラリア産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十二年六月四日
農林水産大臣 赤松 広隆

生果実の中心部の温度	期	間
摂氏二〇度	十八日間	
摂氏三〇度	二十日間	

一の（二）中「並びにミネオラ」を「、ミネオラ並びにグレープフルーツ」に改める。
六の（一）のイに次のように加える。
ウ グレープフルーツについては、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。